平成１８年５月８日

各　位

会社名　　株式会社　伊勢丹
代表者名　　代表取締役社長執行役員
　　武藤　信一
（コード番号 8238 東証第一部）
問合せ先　　総務部広報・ＩＲ担当長
　　山崎　茂樹
ＴＥＬ　　03－3352－1111（大代表）

定款変更のお知らせ

当社は、平成１８年５月８日開催の取締役会において、平成１８年６月２９日開催予定の第１２１回定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．変更の理由

「会社法」（平成１７年法律第８６号）の施行に伴い、条文の新設、変更、文言の整備等を行うとともに、取締役の員数枠について整合性を高めるべく、次のとおりの変更を行うものであります。

(1)「会社法」第１８９条第２項の規定に基づき、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限することができることから、現行定款に第９条（単元未満株主の権利）を新設するものであります。

(2)「会社法」第３１０条第５項の規定に基づき、株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができることから、現行定款第１３条に所要の変更を行うものであります。

(3)「会社法」第３７０条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的な方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるように、現行定款第２１条に第２項を新設するものであります。

(4)「会社法」第４２７条第１項の規定に基づき、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款に第４４条（社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

(5)定款上で引用する条文を「会社法」において相当する条文に変更するものであります。

(6)旧商法上の用語を「会社法」で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(7)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成１７年法律第８７号)により、「会社法」の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

(8)取締役の定員につき、現任取締役の人数と定款規定の員数枠との整合性を高めるために、現行定款第１５条に規定する員数枠を減ずるものであります。

(9)上記変更に伴い、条文の繰り下げ等を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成１８年６月２９日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成１８年６月２９日（木曜日）

別紙

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（新設）	第4条（機 関） 当会社は、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人
第4条（公告方法） 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	第5条（公告方法） 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第5条（株式総数） 当会社の発行する株式総数は、800,000,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、800,000,000株とする。
（新設）	第7条（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。
第5条の2（１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 当会社は、１単元の株式の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。	第8条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当会社の単元株式数は、100株とする。 当会社は、前項の規定にかかわらず単元未満株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。
（新設）	第9条（単元未満株主の権利） 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第5条の3（自己株式の取得） 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第10条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第6条（株券の種類） 当会社の株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。	第11条　（現行どおり）

現行定款	変 更 案
第7条（名義書換代理人） 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当会社において取扱わない。	第12条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿並びに新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿並びに新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ当会社において取扱わない。
第8条（基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項及び本定款に別段の定めある場合を除き、必要あるときは、取締役会の決議により、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。	第13条（基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項及び本定款に別段の定めある場合を除き、必要あるときは、取締役会の決議により、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。
第9条（株式取扱規程） 株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。	第14条（株式取扱規程） 株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿並びに新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。
第10条（招集の時期） 当会社の株主総会は、定時、臨時の２種とする。 定時株主総会は、毎決算期の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ、随時招集する。	第15条（招集の時期） 当会社の株主総会は、定時、臨時の２種とする。 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ、随時招集する。
第11条（議長） 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。 代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議をもって、予め定めた代表取締役がこれに当たる。 前２項にて定められた者に事故があるときは、取締役会の決議をもって、予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第16条（議長） 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。 代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議をもって、予め選定した代表取締役がこれに当たる。 前２項にて選定された者に事故があるときは、取締役会の決議をもって、予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第12条（決議方法） 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数をもってする。 商法第343条第1項の定めによる決議及び商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。	第17条（決議方法） 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

現行定款	変 更 案
第13条　（議決権の代理行使） 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会の前に、その代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	第18条（議決権の代理行使） 株主は、議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会の前に、その代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第14条（議事録） 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印する。	第19条（議事録） 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。
第15条（定　員） 当会社の取締役は、16名以内とする。	第20条（定員） 当会社の取締役は、10名以内とする。
第16条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。	第21条（選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。
第17条（任期） 取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠により就任した取締役の任期は、前任者の残任期間とする。	第22条（任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。
第18条（代表取締役） 取締役会の決議をもって、代表取締役を定める。 代表取締役は、各自当会社を代表し、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。	第23条（代表取締役） 取締役会の決議をもって、取締役の中から代表取締役を選定する。 代表取締役は、各自当会社を代表し、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。
第19条　（取締役会の招集通知） 取締役会は、取締役をもって組織する。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より３日前に発するものとする。但し、緊急止むを得ないときは、これを短縮することができる。	第24条　（現行どおり）
第20条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、代表取締役がこれを招集して、その議長となる。 代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議をもって、予め定めた代表取締役がこれに当たる。 前２項にて定められた者に事故があるときは、取締役会の決議をもって、予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第25条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、代表取締役がこれを招集して、その議長となる。 代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議をもって、予め選定された代表取締役がこれに当たる。 前２項にて選定された者に事故があるときは、取締役会の決議をもって、予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

現行定款	変 更 案
第21条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってする。	第26条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってする。 当会社は、決議を目的とした議案に対し、当該議案について議決に加わることができる取締役全員が書面若しくは電磁的記録で同意の意思表示をしたときは、当該議決を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該議案について異議を述べたときはこの限りではない。
（新設）	
第22条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。	第27条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。
第23条　（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	第28条　（現行どおり）
第24条　（相談役） 取締役会の決議をもって、相談役を置くことができる。	第29条　（現行どおり）
第24条の2（執行役員） 取締役会の決議をもって、執行役員を選任することができる。 執行役員に関する事項は、取締役会において定める取締役会規程及び執行役員規程による。	第30条　（現行どおり）
第25条（報酬） 取締役の報酬は、株主総会でこれを定める。	第31条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。
第25条の2（取締役の責任免除） 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。	第32条　（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
第25条の3（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、２,４００万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第33条（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、２，４００万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第26条　（定 員） 当会社の監査役は、４名以内とする。	第34条　（現行どおり）

現　行	変 更 案
第27条（選任） 監査役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	第35条（選任） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
第28条（任期） 監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠により就任した監査役の任期は、前任者の残任期間とする。	第36条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。
第29条（常勤の監査役） 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	第37条（常勤の監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
第30条　（監査役会の招集通知） 監査役会は、監査役をもって組織する。 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より３日前に発するものとする。但し、緊急止むを得ないときは、これを短縮することができる。	第38条　（現行どおり）
第31条　（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってする。	第39条　（現行どおり）
第32条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	第40条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。
第33条　（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第41条　（現行どおり）
第34条（報酬） 監査役の報酬は、株主総会でこれを定める。	第42条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。
第34条の2（監査役の責任免除） 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	第43条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

現　行	変 更 案
（新設）	第44条（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、１，３００万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第35条（営業年度及び決算期） 当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	第45条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
第36条（利益配当金の支払い） 利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿及び実質株主名簿記載若しくは記録の株主又は登録質権者に支払う。	第46条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎事業年度の末日における最終の株主名簿及び実質株主名簿記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に支払う。
第37条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載若しくは記録の株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という）をすることができる。	第47条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当（中間配当という）をすることができる。
第38条（配当金の除斥期間） 利益配当金又は中間配当金については、その支払い開始の日より満３年を経過して受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。	第48条（配当金の除斥期間） 金銭による剰余金の配当又は中間配当については、その支払い開始の日より満３年を経過して受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。